

令和4年度

第4回ふじさわ人権協議会

2022年11月21日（月）

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

○事務局（作井） 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度第4回ふじさわ人権協議会を開催させていただきます。人権男女共同平和国際課の作井と申します。よろしく願いいたします。本日も感染対策のために会議時間は1時間半程度で行いたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。本日は、星野委員がご欠席というご連絡をいただいております。また、戸高委員が少し遅れるとのご連絡をいただいております。また、オブザーバーといたしまして、本日も、株式会社サーベイリサーチセンターの板倉様、宮口様がご同席しておりますので、お知らせいたします。また、会議の成立につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上のご出席が認められますので、この会は成立していることを申し添えさせていただきます。次に、会議の公開、非公開についてお諮りいたします。本市につきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。ふじさわ人権協議会におきましても、公開を原則として運営して参りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（作井） ご異議ありませんので、ふじさわ人権協議会は公開といたします。本日、傍聴の方はいらっしゃいません。あと、いつものお願いになりますけれども、本日も、会議の記録をする関係で、発言は録音させていただいております。発言の際には、職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言いただきますよう、よろしく願いいたします。では、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は次第、裏面が委員名簿になっているものです。あとは資料1、資料2がパブリックコメントの実施結果についてです。資料3-1が今回の指針の素案になっておまして、資料3-2が第3回の指摘事項に対する対応一覧表となっております。あと、人権のつどい2022 in ふじさわということで啓発講演会のチラシを1部お渡ししていると思います。本日、その他に参考資料といたしまして、パブリックコメント実施結果の詳細の内容についてまとめたものを置かせていただいております。こちらは、現時点では意見を原文のまま集約したものになっておまして、意見の反映や、こちらの対応については、検討をこれから進めるところで、本日は参考資料ということで見ていただくだけでいいので、会議が終わった段階で回収をさせていただきますので、席に置いたままお帰りいただければと思います。今、ご説明したものについてはお手元

に不足のもの等はございますか。大丈夫でしょうか。では、ここからの議事進行は、ふじさわ人権協議会要綱第5条第2項に定めまして、片岡会長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

○片岡会長 皆様、こんにちは。人権指針の改定もいよいよ大詰めになりまして、皆様方にもいろいろご尽力いただいていると思いますが、今日もこの検討が中心になると思います。議事の進行にご協力ください。それでは、早速議事に入りたいと思います。議題1「『令和4年度各課職員の人権意識啓発に関する取組』に対するコメント分担及びスケジュールについて」事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（中村） はい。人権男女共同平和国際課の中村と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料1をご覧ください。毎年、各課での人権意識啓発に関する取組に対し、委員の皆様からコメントをいただいておりますが、その分担表になります。今年度につきましては、5月の第1回協議会で皆様に協議いただきましたとおり、昨年度と同様の方法、分担でお願いすることになっております。今年度から委員になられた秋葉委員には、昨年度、木村委員にご担当いただいた部分をお願いいたします。2枚目の下段に、今後のスケジュールを記載しております。各課に対し、取組結果の報告を12月9日（金）までで依頼しております。その結果をとりまとめて、委員の皆様へ電子メールで12月下旬にお送りします。皆様には、1月下旬までにコメントを記載して返信いただきますようお願いいたします。いただいたコメントをとりまとめて、2月に皆様に確認のお願いをいたします。確認いただいたものを、3月に各課へ報告する予定であります。年末年始のお忙しい時期に大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○片岡会長 ご説明ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。秋葉委員は初めてですが、大丈夫でしょうか。何かご質問があれば、どうぞ。

○秋葉委員 昨年度の記録を4月に見させていただいておりますので、大変だということはわかりましたけれども、何とか頑張りたいと思います。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。これは、スケジュール的に1月下旬のコメント締めということは、コメントを出して、その後に協議会がもう1回ありましたか。

○事務局（中村）　そうですね。最後の協議会が、今年度は早くて1月17日の予定になっておりまして、そこには間に合わないので、後日、皆様にメールでご連絡させていただければと思います。

○片岡会長　はい。承知しました。ということで、皆様の結果が、今年度の協議会では見られないということです。あと、それぞれご自身の担当箇所をご覧になって、あまりここは得意ではないなとか、別のジャンルにしてほしいとか、そういったご要望がありましたら、ご自身が望まれる担当の方と直接交渉されても構いませんし、事務局の方に、できればこっちにしてもらいたいというお話を持っていても構いませんが、それをされる場合は、早急をお願い致します。他に大丈夫ですか。あくまでもコメントは、評価ではなくて、各課がやってきている意識啓発の取組に対して後押ししてあげる、そういった気持ちで書いていただけると大変ありがたく存じます。前年の例とかも一緒に資料として付けて出されるのですよね。

○事務局（中村）　はい。

○片岡会長　はい。この件はよろしいでしょうか。それでは次の議題に参ります。続きまして、議題2「パブリックコメントの実施結果について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（中村）　お手元の資料2と、本日、机の上に配布させていただいた「参考資料」をご覧ください。人権指針素案について、10月11日（火曜日）から11月10日（木曜日）まで、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。資料2の下段、2番に、提出数・意見総数があります。6人の方から、35件のご意見をいただきました。ご意見はこれから精査しますので、35件という件数は、暫定の件数になります。意見提出方法の内訳としましては、ホームページで5人から16件、ファクスで1人から16件となっております。具体的なお意見の内容は、本日お配りした「参考資料」をご覧ください。参考資料は、いただいたご意見をいただいたとおりに記載したものとなっております。いただいたご意見につきましては、類型化し、市の考えを付して公表する予定です。説明は以上となります。

○片岡会長　ありがとうございます。このパブリックコメントについて、何かご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますか。

（梁川委員挙手）

○片岡会長　はい。梁川委員どうぞ。

- 梁川委員 後ほど事務局で精査するという話なのですが、この意見を、今回この協議会の方でも、取り入れるという作業があるのか、ないのか。協議会は来年の1月に1回しかありませんよね。その辺の捉え方はどうなっているのでしょうか。
- 片岡会長 はい。事務局ご説明をお願いします。
- 事務局（作井） パブリックコメントの今いただいたご意見についてはこれから事務局で精査しまして、意見をこちらに反映させられるかどうかも含めて、これから精査するところですので、梁川委員からもお話があったとおり、最終の1月17日の協議会には取り入れられる意見については取り入れた形でお示しする予定でおります。ただ、どれが取り入れられるかというのは、これから精査をするところになっております。以上です。
- 片岡会長 梁川委員よろしいでしょうか。
- 梁川委員 はい。
- 片岡会長 他にご質問、ご意見ありますか。大切なご意見もいただいているので、できるだけ反映できる部分は反映していただけるようお願いいたします。よろしいでしょうか。それではパブリックコメントはこちらで終わりにして、次に参ります。続きまして議題3「藤沢市人権政策推進指針の改定について」、事務局ご説明をお願いいたします。
- 事務局（作井） では、私のほうから、資料3-1、3-2についてご説明をさせていただきます。資料3-1をご覧ください。こちらは、人権指針改定に向けた検討状況を12月9日の藤沢市議会定例会の総務常任委員会において中間報告するにあたり、第3回協議会における委員の皆様からのご指摘のほか、理事者や全庁各課からいただいた意見等をふまえて修正したものとなっております。先ほど中村から説明がありましたとおり、パブリックコメントの結果は現在集計し、精査しておりますので、現時点での素案には反映しておりません。パブリックコメントの意見は次回お示しする最終案での対応となりますので、ご承知おきください。第3回協議会から、今回については、当初、パブリックコメントのご意見をまだ反映できるだろうということで、あまり変更がない想定でございましたが、かなり修正が入りましたので、主な変更点について、ご説明させていただきます。大きな変更点といたしましては、これまで基本目標と分野別の人権課題ごとに記載していたSDGsの17の目標を示すアイコンを削除しております。こちらにつきましては、以前から、すべてを網羅できるような形でということで、関連するものをすべて記載できるようにということで検討を重ねていたところでは

が、究極をいうと、すべて関連してくるのではないかということで、庁内の企画政策課が藤沢市のSDGsの推進に取り組んでおりますので、その課と話し合いをした結果、相互に関連していること、また、すべての人の人権の実現がSDGsの取り組む課題の目標として掲げられているので、すべての人権施策はSDGsの17の目標を意識して推進するというような説明をしまして、個別の記載を取りやめたところになります。そのあたりは、9ページ、10ページに記載しております。そのゴールの記載をしなかったからというわけではないのですが、9月に藤沢市におけるSDGs推進のシンボルマークが決まりましたので、10ページに紹介をさせていただいております。もう一つ大きな変更として、巻末に資料編を追加しております。こちらは、本編とは別で資料編ということで、12月の議会では、これは添付しておりません。今回、この場でお示しするのが初めてのものになります。基本的に、資料編につきましては、現行の指針と同様に、人権に関する条約や法令・条例、関連年表やこの協議会の要綱や委員名簿のほか、人権に配慮した表現等に関する留意事項を記載しております。ここでの変更点は、今回は、イラストを悪い例といいますか、問題があると思われる表現は載せずに、推奨例のみとして、説明文で配慮の必要性を訴えるような形に変更しております。この資料編につきましては、現在、庁内でペーパーレス化が進んでおり、今までのように冊子でお配りするということは、ほとんど認められておりません。指針や計画等の冊子はデータ提供が原則で、冊子として印刷できる予算もかなり限られた数しか認められておりません。ですので、今回は、印刷できる枚数にかなり制限がありますので、本編と資料編が一つになって、冊子という形で提供できるかどうかは、未確定な部分がございます。場合によっては資料編の提供はデータのみとなる可能性もございます。以上が資料1です。資料3-2につきましては、第3回協議会での皆様からのご指摘等に係る対応についてまとめたものとなります。お時間の都合上、すべての項目についてのご説明は割愛させていただきますので、恐れ入りますがそれぞれご確認いただければと思います。この後のスケジュールですが、次回1月17日の第5回協議会が今年度最後の協議の場になりますので、なるべく完成形に近い形でお示しし、第5回協議会での修正は致命的なところのみとしたいと考えております。本日お示しした素案に対する修正等につきましては、12月9日（金）までに事務局へお寄せください。関係各課等と修正の可否について調整した上で最終案を作成し、12月末までにデータで送付させていただきます。恐れ入りますが、本日この場での協議については、全体で判断しなければならない重要な項目のみとさせていただきます。文

言の修正や軽微なものは、12月9日までに直接事務局までお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

○片岡会長 はい。事務局説明ありがとうございました。まず、今のご説明の範囲で、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい。岸本委員どうぞ。

○岸本委員 岸本です。ふじさわSDGsのロゴマークもとても素敵なものになりました、いいなと思っております。掲載にも賛成です。SDGsの観点から言えば、ペーパーレス化も大事なことです。印刷はなるべく減らすという方針自体に反対ではないのですが、インクルーシブ藤沢を掲げているので、必要な方には、やはり紙の冊子で届くようにという配慮はしていただければと思います。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問ありますか。前もって配られているこの資料3-2についてなのですが、こちらは前回、皆様方が意見を述べられたことに対する事務局からのフィードバックなのですけれども、このことについて何かありますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員どうぞ。

○梁川委員 一番最後の57番ですけれど、会長の方からお話があったかと思うのですが、キーワードだけでも太字にして欲しいというところが、箇条書きにして見やすくしましたというふうになっております。ある部分、太字、ゴシック体にする難しさという部分があるのかもしれないのですが、今回の「人権文化をはぐくむまちづくり」というタイトル自体が、新しい表現という形になっているので、ここの部分に関しては、文中4ページ、5ページの2か所出てくるのですけれど、「人権文化をはぐくむまちづくり」を印象付ける意味でも、太字というかゴシック体で書くようなことというのは考えてもいいのではないのかなというふうに思いました。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見等ありますか。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 宮原委員。

○宮原委員 文言については後でということですが、1つだけどうしてもお聞きしたい点があります。9ページの基本理念のところ、**「現れている」**の言葉の表現について、私が指摘した部分なのですけれど、対応として法務省の「人権教

育・啓発に関する基本計画」に使われたので、というお答えになっているのですが、この法務省の計画のどの一文の中に「現れる」というのが使われているかということがないと、法務省の文章はそうになっていると言われても、具体的な箇所をお答えできるようなら教えていただきたいと思います。

○片岡会長 はい、事務局もし箇所がわかりましたら、後で宮原委員にお示しいただけますか。

○事務局（作井） そうですね。申し訳ございません。記載があまり丁寧に書いていませんでしたので。

○片岡会長 この場ではちょっと難しいかと思います。

○宮原委員 ご回答の対応の印象を述べますと、法務省がそうなのだからそれにしますと。法務省の「現れる」を使用しているものが、本当に適格な表現かどうかというのは、不適格とは言いませんけれど、わからないですよ。法務省が言っているのだから、それに倣えばいいのだというふうにも取れてしまうんですよ。そういう心配があります。それから、指摘されたら事務局として、例えば法務省の資料をお調べになったというのであれば、資料とか新聞協会などの用語例など、どちらを使ったら良いだろうという文言を本にして出している。そういうもので検討したかどうかというのを聞きたい。法務省のものを見ただけではなくて。むしろ法務省のをよくお探しになったなと感じます。辞書などで調べになったというご説明がないのでお聞きしたのですけれども、どうだったのでしょうか。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。

○事務局（作井） 表現については、ご指摘をいただいたので、漢字の意味などを確認させていただいたのですけれども、ここに書いたとおりページ数などは記載をしていなくて、資料を出力したのですが、持ってくるのを忘れてしまったので、この法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」に則って、教育機関ですとか、すべての人権指針を策定しておりますので、神奈川県教育指針についてもこの「現れている」という字を使用しております、藤沢市としても、この字を採用したのですけれども、それ以上の比較というのは、そこまでは。

○片岡会長 ないのですね。はい、ありがとうございます。

○宮原委員 庁内だけで済む文章ではなくて、今回は、市民の方も第三者も目に触れるものになると思いますので、このあたりは、多くの人に見られるのだということ、私のように非常にこれはどうかと思う人がいると想像されるものですから、もう一度、再考が可能なら、よろしくお願ひしたいと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。では、この指針の資料3-1を、先頭の方から再検討していきたいと思います。限られた時間の中ですので、これでほぼ最終段階に入っておりますので、小さな文言等の修正や言い方等の修正などに関しましては、申し訳ないのですが、事務局の方に直接ということで、内容に関わる部分について、お話いただければと思います。第1章というくくりで、まず参りましょうか。第1章で何かご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。それでは第2章に進みます。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員。

○岸本委員 岸本です。先ほど素敵なおふじさわSDGsのロゴマークだと申しあげましたが、これは、例えばデータだけでもカラーになるのでしょうか。

○事務局(作井) そうですね。PDFで提供するときには、カラーになります。

○片岡会長 印刷はモノクロですか。

○事務局(作井) 印刷はモノクロですね。

○片岡会長 一色刷りですか。

○事務局(作井) 単色刷りです。

○片岡会長 はい。第2章に関して、他にご意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは、第3章は各項目で参ります。第3章の1「ジェンダー平等社会を実現するために」。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 16ページ、「本市での主な取組」のところ。6ページ、7ページのところは、前回お願いしまして、わかりやすいように黒ポチで項目を分けていただいて、非常にわかりやすくなっているのですが、3章以降の「本市での主な取組」は黒ポチがないので、やはり少し切れ目がわかりづらいという状況がありますので、こちらについても以降全部なのですが、その部分について黒ポチで項目がわかりやすいようにしていただくとありがたいというふうに思います。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。私が今、改めて読んで、「本市での主な取組」の6なのですが、「身体的性差の尊重と理解を図るための啓発事業」とはどのようなものをイメージされているのでしょうか。

○事務局(猪野) 基本的にはジェンダー平等プランに則って作成をさせていただいております。この身体的性差の尊重は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの

考えに基づいておりますが、例えば女性の生理に対する男性からの理解や生理の貧困の問題への対応などを広く捉える意味でそのような表記をさせていただいております。

- 片岡会長 少しこれはわかりにくいので、表現をむしろリプロダクティブ・ヘルス/ライツにしてしまった方が、「身体的性差」、女の体と男の体を尊重すると急に言われても、どういう感じに受け止められるのですかね。
- 事務局（猪野） そうしましたら、リプロの件につきましては、逆に横文字でわかりにくいという声も以前、他の事業でお話を聞いているので、併記するような方向で調整させていただくということで、よろしいでしょうか。
- 片岡会長 生殖に関わる問題なので、生殖という言葉を使うのか、どうでしょうね。森先生そのあたりはいかがでしょう。
- 森委員 併記されるのがよいと思います。慣れている表現というものもありますし。横文字はなるべく避けたほうがよい場合もあります。
- 片岡会長 はい。他に第3章の1 ジェンダーの項目で何かありますか。

（梁川委員挙手）

- 片岡会長 梁川委員お願いします。
- 梁川委員 19ページです。「パートナーシップによる取組」のところは結構なのですが、その下に藤沢市パートナーシップ宣誓制度という解説が入っています。パートナーシップということを少し強調して伝えると考えるならば、労働問題懇話会などの文章を、「『藤沢市パートナーシップ宣誓制度』について」という文章と入れ替えをしたほうが、先にそれを読んで、そのことを通じてというふうになると理解しやすいかなと思いましたが、ご検討ください。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。

（深田委員挙手）

- 片岡会長 はい、深田委員。
- 深田委員 パートナーシップ宣誓制度の囲んであるところですが、「法律上の効力が生じるものではありません…」と書いてあるのですが、多分、藤沢市として医療機関や不動産業界にこういう制度ができたのでということを周知していて、この宣誓をすることによって受けられるメリットというものもあると思うので、そこをもう少し書いた方がいいかなと思います。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。他にありますか。では、片岡から1点なのですが、この資料3-2の方でも書かれている「男性の生きづらさ」というのが、「『女性の生きづらさ』という表現も入れていないことから、対比表現と

しての『男性の生きづらさ』という記述は入れておりません」とあるのですが、必ずしも対比表現にしなくてもいいわけで、女が生きにくくて男が生きにくいと両方入れなくて、男性の生きづらさだけ入れてもいいと思うのですね。それで考えたところ、どこにならなんとか入れられるのかなと思ったのが、16ページの課題の最後の文章が非常に長いので、これを下から3行目、「政治経済分野での大きな男女格差があります。」で一度切ってから、「依然として男は仕事、女は家庭といった固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習・制度が根強く残っており、男性にとっても『生きづらさ』の原因となっています。」。要するに女性にとっても、このジェンダー・ギャップというのが、政治経済分野で特に大きなダメージがあると同時に、性別役割分担意識の強い社会というものが男性にも影響を及ぼしているよというようなことが、ここでさらっとでも入れられないかと考えました。うまく入れてあげてください。あともう1点、17ページのこの「災害避難所におけるジェンダー視点の課題」の2行目。「また、避難所での生活が長期化した場合は、性的指向や性自認に悩みや不安を抱えながら過ごしている人も少なくありません。」とこれは少し文章が変なので、長期化しなくてもそうだと思うので、「避難所での生活が長期化した場合は」というのを取ってください。本当はここにはもっと書く気なら、書くことはいっぱいあるのだと思うのですよ。私が前回、もっと深刻な問題がたくさんあるでしょうという話をしたと思うのですが。もし、充実させられるのだったら、少し充実させてください。よろしくお願いします。他によろしいでしょうか。それでは、2「子供の人権を尊重するために」に参ります。20、21、22、23ページでございます。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい。梁川委員お願いいたします。

○梁川委員 21ページ、「本市での主な取組」の8番の最後のところに、前回には記述がなかった「ゲートキーパー人材の確保」というのがあります。ゲートキーパーという表現は、わかる人にはわかるけれど、わからない人にはわからないという感じがしますので、コメ印で欄外にゲートキーパーの意味を追記していただけるとありがたいと思います。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。ちなみに私はわかりません。ゲートキーパーとは何ですか。

○事務局 (作井) ゲートキーパーは自殺対策の…。

○片岡会長 相談員とかのことですか。

(市川委員挙手)

○片岡会長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 私もちよっとわからなかったのですが、よく相談で「いのちの電話」とか困っているときによくあるそういうものかなあと思っています。

○梁川委員 一応、厚労省のものですけれども、「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる、見守る）を図ることができる人」のことを言うそうです。

○片岡会長 なんでゲートなのでしょうね。ちょっと勉強します。他に子どもの人権に関していかがでしょうか。よろしいですか。単に印象の問題なのですが、「国では」が多いですよ。22ページも23ページも「国では」から始まっているので、20ページの下も「国では」ですね。全部同じように始まっているので、何か工夫していただけると助かります。3に参ります。「高齢者の人権を尊重するために」、この部分のご意見をお願いいたします。片岡からです。貧困のことを入れてくださいます、ありがとうございます。特に、高齢単身女性の貧困率が高いということ、きちんと問題点を指摘していただいて、ありがとうございます。皆様方、どうでしょう。宮部委員、どうですか。

○宮部委員 他と比べて「現状」の文章がすごく長いと思います。あまりたくさんあると高齢者は読みたくなってしまうので、もう少し簡潔に書いていただいた方がよいと思います。書くことがたくさんあるとは思いますが、「施策の方向性」のように、箇条書きの方が読みやすいです。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員。

○岸本委員 岸本です。宮部委員と同意見で、長いなという印象を受けたのですが、他との体裁を整えるという点では、小見出しをつけるか、あるいは2番の「子どもの人権を尊重するために」の「現状」のところのように間に表のようなものが入るか、それでも少し印象が変わるかなと思いました。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、4「障がいのある人の人権を尊重するために」、こちらのご意見をお願いいたします。ありませんか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員お願いします。

○深田委員 29ページの11番にヘルプマークのことが書いてあるのですが、多くの方がご存じだと思いますが、もしスペースが空いていれば、ヘルプマークを画像で示してあげてもいいのかなと思います。

○片岡会長 ありがとうございます。他にはご意見ありますか。よろしいでしょうか。それでは、5「部落差別（同和問題）を解決するために」

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いします。

○深田委員 32ページの「課題」の1行目ですね。「同和地区の生活環境やあらゆる格差は改善されましたが」と書いてありますが、これは多分、正しくない表現だと思います。正しくは、「現状」のところの3つ目のパラグラフの後半からですね、「同和地区の生活環境はある程度改善されましたが」というふうに最初の段階から書き直していただいたと思いますので、こちらに合わせるような表記ですかね。この「課題」の一番目を見ると、もう部落差別は解消されたというふうに取り替えてしまう恐れがありますので、表現を変えていただいたほうがいいかと思います。具体的にこういうふうに書いたらどうですかというのは、また別途、事務局にご提案をしたいと思います。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。確かにそうですよね。他にご意見ありますか。よろしいですか。それでは、6「外国につながるのある人の人権を尊重するために」に参ります。ご意見のある方、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いします。

○深田委員 35ページの「課題」の5行目の後半あたりからですが、「同法の理念に基づき取組が進められています…」というふうにあるのですが、ご承知のようにヘイトスピーチ解消法は理念法であって、各自治体が地域の実情に合わせて取組を進めるようにというふうに書かれています。それを踏まえて、川崎市では、「川崎市人権尊重まちづくり条例」を制定して、中でもこのヘイトスピーチについては、全国で初めて罰則規定を設けるということにしたわけですね。ですから、そういうところからすると、藤沢市の意気込みとして、「藤沢市でも実効性のある取組を進めて参ります」とか、何かそういうのが一文あってもいいのかなというふうに思いました。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。この段落の最後のところに「実効性のある取組を進めていく必要があります」と書かれているのですけれど、割とこう

いった表現が今回の指針は多いですね。何か当事者っぽくない書き方をされるというか。「藤沢市も」とか「当市も」とか「本市も」とか、もう少し当事者感を持ったほうが、身近な感じがするじゃないですか。他人事でなくて「本市も」と入れるだけでいいのではないのでしょうか。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員。

○岸本委員 岸本です。今の「課題」の全体の構成としては、おそらく最初の段落、2段落目、3段落目では少し客観的にこういう状況がありますという説明があつて、最後のまとめで、藤沢市としての姿勢を示しているのかなと思えました。他の場所も同じような体裁かなとは思いますが。ただ、やはり頭から読んでいくと、少し他人事のように受け止められてしまうのは、そのとおりのかなとは思いますが。全体の構成がちぐはぐにならないように整合を持っていたらいいと思えました。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員お願いします。

○深田委員 「課題」の真ん中あたりの「ポストコロナ時代の『新たな日常』」を構築することが求められています。」とありまして、下に「ポストコロナ時代」の説明がありますが、こちらは前回の委員会に出した意見のところですね。資料3-2の5ページ、左側の35ページのところで、これ多分私が出した意見だと思いますが「ポストコロナ時代とはパンデミックが収束した後の時代を指すのではないか」と指摘をさせていただいて、右側に「新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後の時代」と書き換えますと書いてあると思うのですが、そことこの表現とはどうなっているのでしょうか。

○片岡会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（作井） 申し訳ありません。これは修正ができていないですね。ご指摘ありがとうございました。修正しておきます。

○片岡会長 修正されるのは、「新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後の時代」となるわけですね。

○事務局（作井） はい。そうですね。

- 片岡会長 新型コロナウイルスはどの項目にもある意味では関わるのですけれど、なぜこの「外国につながるのある人」のところだけにだけ出てきているのでしょうか。
- 事務局（作井） 「患者の人権」のところ、主に新型コロナウイルスに関する記載がされていて、所々、「生活困窮者」のところにもコロナの影響による経済停滞ですとかも触れているのですが、ここの部分には一番最初のところにも書いてあったのですが、コロナによる民族の差別とか分断というのが、最初にも書かれているので、ここにも少し記載が入っているという状況になっております。
- 片岡会長 最初というのは、どこですか。
- 事務局（作井） 5ページのところです。
- 片岡会長 5ページの「人権指針の改定にあたっての趣旨と背景」の第2段落目ですね。
- 事務局（作井） ここはコロナの患者の部分が強調されてしまって、当初は民族の分断の記載があった時もあったのですが、それが後ろに行ってしまった。
- 片岡会長 34ページの部分は、単に新型コロナウイルスが収束した後は、より外国人が増えるだろうという話でしょう。新型コロナ関係の記載があちこちにあるようですので、何かそういう目でご覧になって、統一を図ってみていただけますか。よろしく願いいたします。他に何かありますか。それでは7「患者等の人権を尊重するために」に参ります。こちらのご意見をお願いいたします。片岡から1点。前の指針では、藤沢市民病院に関する記載があるのですがけれども、今回は一言も入っていないのですね。やはり市民病院を擁する市として、何らかの形でこちらに記載していただきたいと思います。こうした患者等の人権を尊重するために中心になって取り組んでいるか、あるいは市民病院での取組か、何か少し例でも構いませんので、あげてください。他にご意見ありますか。よろしいでしょうか。それでは8「ビジネスにおける人権を尊重するために」に参ります。ご意見をお願いいたします。

（深田委員挙手）

- 片岡会長 はい。深田委員お願いします。
- 深田委員 40ページの注のところの4番目の「働き方改革」のところですが、ここだけ、「第3次安倍内閣」と内閣名が入っているのですが、それをはっきりさせた方がいいのか、あるいは他のところと合わせれば「政府」などでもよいと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。確かに、宣伝をする必要はないのではないのでしょうか。

(事務局挙手)

○片岡会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局(作井) ここなのですが、この段階では直していませんが、働き方改革の注釈がここにあるのですが、この本文のところで同じような「2016年に閣議決定した一億総活躍の」という説明を本文の中で働き方改革についてしているのです。ですので、いらなかなと思ったのですけれども。

○片岡会長 はい。そうですね。いらなですね。

○事務局(作井) では、削除します。

○片岡会長 はい。あと正直に申しまして2016年だと、そろそろ古くなる。5年ごとに変わりますので、また新たなワーク・ライフ・バランスに関わる取組、何とか改革とか新しいネーミングがすぐ出てくるかと思えます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、9「犯罪被害者等の人権を尊重するために」。こちらのご意見はいかがでしょう。ありませんか。それでは、10「生活困窮者の人権を尊重するために」に参ります。こちらのご意見はいかがでしょう。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい。梁川委員お願いいたします。

○梁川委員 47ページの下から8行目、新しく文を追加していただいているかと思うのですが、「働き盛りの人たちが病気等で働けなくなるなどして貧困に陥り、高齢の家族の介護のために子どもたち」云々のところなのですが、これは例示を2つ出しているのに1つの文のようで読み取りにくいので、「働き盛りの人たちが病気等で働けなくなったり」「貧困に陥り」というのは上で貧困の話題になっているのですからカットして、「また高齢の家族の介護のために子どもたちが」という表現にするほうがわかりやすいかなと思いました。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。ここは書き足していただいたところですよ。他にご意見ありますか。ホームレスの、例えば藤沢市のデータとかないのでしょうか。

○事務局(猪野) 具体的にこの場で数値を出すようなものはないのですが、生活援護課でホームレスの方の見回り等はさせていただいていますので、そういった福祉としての対応はしていると認識しております。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。要するに、施策に取り組むにあたって、今が例えばリーマンショック以降に比べて、どんな状態にあるのかなというのがちょっと気になったものですから、私は海岸方面などでよく見かけるのですが、一時的には減ったような気がするのですが、でも実際どうなのかというところが。本市ではないのですが、ちょっと先日、横浜の関内方面に行ったときに、雨の日で関内の地下鉄の駅のところが昔の上野駅の地下街みたいに、ホームレスだらけだったんですね。ちょっとショックを受けまして、多いのではないかと。

○宮原委員 減りましたよ、ブルーシートが。

○片岡会長 ブルーシートが減りましたか。

○宮原委員 藤沢市でかなり減っていますね。私は鵜沼海岸に住んでいて、海岸まで1.2キロくらいなのですが、平塚の方から帰ってくると、海側にかなりブルーシートがあったのですが、それから海岸から海へ出る地下道にも長い間（2年間くらい）いた方が消えまして、僕が見る範囲では、ブルーシートは、海岸沿いではかなり減っていますね。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。すみません。そういうデータが何も入っていないので、ちょっと気になったものですから。「生活困窮者」はよろしいでしょうか。11に参ります。11「インターネット上における人権を尊重するために」こちらのご意見はいかがでしょう。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いいたします。

○深田委員 「現状」の3行目の「プロバイダ責任制限法」は、今年10月に施行されていますので、また後ほど事務局にメモを渡したいと思いますが、そういうことまで書き込んだほうがいいかなと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

(戸高委員挙手)

○片岡会長 はい。戸高委員。

○戸高委員 少し戻りますが、先ほど生活困窮者のところで、藤沢市では、市と社会福祉協議会に生活困窮者の窓口があるんですね。何かこれを見て、市の取組のところで、その辺りが書いていないなと思いました。結構、生活困窮の窓口にはいろいろな相談が入っていて、「あれ、やっていたよな」と思って、実際に我々も調整したりしているのですが、生活困窮者にかなりきちんとした対応をしている。48ページにある2015年に生活困窮者自立支援法ができたところで、そ

の後すぐ対応していると思うのですよね。生活困窮者に関する市の窓口と社会福祉協議会もやっているのです。

- 片岡会長 相談ということですね。相談が抜けている。
- 戸高委員 実際に、かなりきちんと動いていますので。
- 片岡会長 相談と支援。
- 戸高委員 はい。入れていただいたほうがいいと思います。
- 片岡会長 ありがとうございます。

(宮部委員挙手)

- 片岡会長 宮部委員。
- 宮部委員 はい。49ページの「施策の方向性」の2つ目のところに、「市内全13地区に配置する」とありますが、これが市社会福祉協議会（市社協）なのですよね。コミュニティソーシャルワーカー。ここに「市社協」も入れるとわかるかもしれないですね。
- 片岡会長 はい、これは「本市での主な取組」と「施策の方向性」と両方入れておいた方がいいということですね。
- 戸高委員 48ページの3の「自立支援・生活支援」に入っているのか、「生活困窮者の自立支援」というの入っているのか、もしかしたら、それを言っているのかどうかを確認していただきたい。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。そうですね。この取組を読んでいてわからないですよね、具体性がないので。10で追加のご意見はありますか。ないですか。では、11「インターネット上における人権を尊重するために」こちらはいかがでしょう。よろしいですか。はい。それでは12に参ります。「さまざまな人権を尊重するために」です。ご意見がありましたら挙手をお願いします。

(深田委員挙手)

- 片岡会長 はい。深田委員お願いします。
- 深田委員 84ページの人権に配慮した表現のところの6番目にある「国や民族、地域等の名称」と関係しているのですが、55ページの③「北朝鮮当局による拉致」云々というのがありますが、日本は北朝鮮を国として承認していませんが、北朝鮮は、国名としては朝鮮民主主義人民共和国と名乗っていますので、その正式名称を書いて（北朝鮮）と最初に書いたほうがいいのかなというのが、84ページの「国や民族、地域等は正式名称を使用する」との兼ね合いでそう思います。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。北朝鮮ではなくて朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）。他にご意見ありますか。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 はい、梁川委員お願いします。

○梁川委員 表記の部分です。57ページ下から3行目「WITHコロナ」の横文字の部分ですが、全部大文字でWITHになっているのですけれども、これでいいのかということなのですが。自分が調べた内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策本部というところが出している「Withコロナに向けた政策の考え方」というものの中の「With」は、最初のWだけ大文字で残りが小文字という形で表記されているのですけれども、確認をお願いします。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。片岡から57ページ、「さまざまな人権課題」の最初にある「婚外子（非嫡出子）」なのですが、確かこのパブリックコメントの中にもあったように「婚外子」だけでいいかもしれないですね。他はいかがでしょうか。よろしいですか。はい。それでは第4章に参ります。

（深田委員挙手）

○片岡会長 はい、深田委員。

○深田委員 現行の指針をお持ちの方は、ちょっと見ていただければと思うのですが、現行の指針の48ページに第5章というのがあって、今回の改定素案は第4章までしかないののでうっかりしていたのですが、現行の指針の第5章にとっても重要なことが書かれております。お持ちでない方もいらっしゃると思いますので、読みますと、5章の3番に「人権に関する拠点施設の検討」ということで、「時代とともに多様化かつ複雑化する人権課題に対応するため、人権に関する情報の収集・分析・研究及び研修などの機能を有する拠点施設について、長期的な課題として研究・検討していきます。」。4番として「人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討」で、この中に「人権に関する条例等の制定を含め、先進的な取組に関する情報収集を図りつつ、多角的な視点により人権行政の推進を検討していきます。」という今の2か所のとても重要なことが、今回、4章になったために、5章が丸ごと抜け落ちてしまったと思うのですが、現行の指針で、そうした人権に関する研究拠点を将来的に考えますと。それから人権条例制定についても考えていきますということがあるのに、改定案にそれが無いというのは大きく人権施策が後退したと取られかねないので、4章の2番の「人権施策の推進に向けた市の取組方針」というところに、この2点は書き込んだほうがいいのかと思います。

- 片岡会長 はい。ありがとうございます。私も今の深田委員の意見に賛成です。やはり少なくとも後退させてはいけないので、検討で構いませんので、残していただきたい。今回できなかつたら、また次に検討していただくという意味も含めてですけど、決して財政が今豊かでないことはわかっておりますので。事務局から何かありますか。
- 事務局（作井） そうですね。この辺り特に拠点施設等については、片岡会長からお話もありましたとおり、財政的な問題もありますので、記載をすることについては、持ち帰って検討をしたいと思います。
- 片岡会長 前回のこの指針は、とても上手く書いてあるのです。長期的な課題としてとか、わりと無理強いしない書き方をしておりますので、そうしたことを参考にされた上で、記載していただければと思います。他にご意見いかがでしょうか。

（梁川委員挙手）

- 片岡会長 はい。梁川委員お願いいたします。
- 梁川委員 58ページ上から7行目です。前の指針案については「人権ジェンダー平等推進委員」という表現だったのが「D&I推進委員」と変わっていて、下の方のD&Iという表現にはコメ印で欄外に説明がついているのですが、表現を変えたことで、ここだけD&Iと急に出てくるとわかりづらいので、ここにもコメ印をつけた方がよろしいかと思えます。以上です。
- 片岡会長 ありがとうございます。表の中にコメ印があつて、本文の方にコメ印がないのですね。他にいかがでしょうか。あとは資料編ですので、資料編では何かありますか。

（深田委員挙手）

- 片岡会長 はい。深田委員。
- 深田委員 資料編の79ページから83ページに書かれていることと、84ページに書かれていることは、だぶっていると思うので、84ページはいらないのではないのでしょうか。前半の方に詳しく書いてあるので。それと、資料編に、ページ数のこととかがあると思うのですが、可能であれば、日本国憲法の人権に関わる大事な条文だけは抜粋して掲載するというのもあるかと思えます。というのは、4ページの最初のところに「日本国憲法において、人権は」云々と人権の説明に書いてありますので、必要なところだけでも抜粋したほうがいいのかと思います。それからもう一つ、人権の説明のところ、憲法には「基本的人権」と書いてあると思うので、「人権」のままがいいのか「基本的人権」と書いたほうが

いいのか、そこはご検討いただければと思います。それから、もう1点なのですが、先ほど戸高委員からもお話がありましたが、今回はこの指針を市民の方にもぜひ読んでもらいたいというお話がありましたので、藤沢市で行っている貧困に関する相談窓口とかDV被害者の相談窓口、子ども虐待とかいろいろな相談窓口があると思いますので、相談窓口一覧表を資料として載せてもいいのかなと思いました。

○片岡会長 相談窓口掲載はとてもいい案だと思います。例えば84ページが不要になった部分に入れるとかご検討ください。あと、やはり人権の基本となっているのは、世界人権宣言と日本国憲法ですので、こちらはスペースがあれば、きちっと入れていただければと思います。

○事務局（作井） 前回、岸本委員から、今の指針のトップのところに入っているものは残したほうがというご意見をいただいております、まだここには反映されていないのですが、今回は市長のご挨拶を1ページ目に入れて、その次に同じような形で入れていければと思っております。

○片岡会長 はい。ということで、一通り終わりました。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 71ページの下から5行目、2022年（令和4年）5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施設の推進に関する法律」施行となっていますけれども、この内容と29ページの「障がいのある人の人権を尊重するために」の「課題」のところの1行目「2022年5月25日に『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』」というのは、同じものを言っているのではないかなと思うのですね。ただ、別々の表記で出ていると混乱があるので、政府の資料では、括弧書きして、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というような表記をされているので、工夫ができれば、工夫をしていただきたいというのが1つです。それで、出来上がった指針は5年くらい使用するのですよね。

○片岡会長 はい。

○梁川委員 ということで、たまたま最後のところには令和5年（2023年）に「こども家庭庁設置法」施行というのが書いてあるのですが、これは改正案になります「障害者総合支援法並びに雇用促進法」の改正案というのが、確か6年くらいに施行になる予定になっていたんじゃないかなという気がするのです、ある

程度はつきりしたものについては、入れ込んでおいてもいいのかなという気がいたしました。あともう1つだけ、よろしいでしょうか。

○片岡会長 はい。

○梁川委員 72ページからのその後の資料のところに関して、5・6・7・8・9の順番というのは「人権協議会要綱」、「委員名簿」が先に出てきて、その後に「藤沢市子ども」というのは、この辺の順番というのは、どういう感覚なのか。普通感覚でいくと、名簿などは最後という印象があるのですが、前回の指針もそうなっているということは何か、それを前に持ってくるというお考えがあつてなっているのかなと思いました。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。

○梁川委員 ですから、それは、そういう趣旨があつて、そういうふうになっているのであれば踏襲しますが、単純にそういう印象を持ちました。あと、最後に1つ、可能ならば前回の会議のeラーニングの時にも話題になったと思うのですが、最後の「人権に配慮した表現等に関する留意事項」の内容はこういうことを注意しましょうということだけは事例としてあげていただいているのですが、あの時、話題になったのは、いわゆる不適切な発言であつたり、ハラスメントであつたり、当事者としてその場に居合わせた場合、傍観者として見過ごさずに注意をしたり、環境を変えていくというような取組が大事じゃないかなという意見があつたと思うのです。そのような表現の部分を最後にワンポイントで入れて、我々の心構えとしてはただ知っているだけじゃなくて、そういう状況に陥ったときに勇気を出して一言言ひましょうというようなことを書いていただけるとありがたいというふうに思いました。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。勇気を出して一言言うのもそうなのですが、一方で例えば誰かからカミングアウトされたりとか、何か大切な秘密を話してもらったときにどう対処すればいいとか、結構人権はセンシティブな話なので、これは市民向けにもなると考えると、そういう注意事項が増えてきそうだなと思ったんですが、ページに限りもあると思うので、どうでしょうね。

○事務局（作井） この資料編に関しては、今お話があつたように、本編は普遍的なことが書いてあるのですが、資料編に関しては資料ということで、柔軟に直したり、増やしたりできるようなのが理想かなと思っています。今は紙で一冊になっているのですが、予算の関係上、紙で配布することはできないかもしれない。データでということであれば、随時直したりすることも可能かもしれないので、長く直しながら使っていけるようなものに、資料編に関してはできるかも

しれない。資料編ということであればできるかもしれない。その代り、紙で綴じてこの状態でということではなく、本編と資料編を完全に分けた形であれば可能かなと思います。

- 片岡会長 はい。資料はそういう位置付けだそうですので、皆様お見知りおきください。時間が過ぎてしまいましたので、皆様もしかしたら、まだご意見があるかと思うのですが、その点は事務局の方へお寄せいただけますと幸いです。締め切りは12月9日です。よろしく願いいたします。それでは、議題3をこれで終わりにします。続きまして、2その他について、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。では、事務局の方から何かありますか。
- 事務局（中村） はい、一点ですね、会議資料とともにこちらのチラシをお送りしております。人権のつどい2022 inふじさわ、第37回藤沢市人権啓発講演会を申込者限定の動画配信により開催します。配信期間は12月1日（木）から12月8日（木）までです。参加費は無料、事前申し込みは来週の火曜日12月29日午後5時までとなっております。毎年、藤沢市人権啓発講演会を12月に実施しておりますが、今年度は8市町で構成されます「横須賀・湘南人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の事業開催市となっております、このような形で実施することになりました。講師は、教育研究者で、「こども六法」の著者、山崎聡一郎さんです。お時間がございましたら、ぜひお申込みいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。
- 片岡会長 はい。他にないようでしたらこれをもちまして閉会とさせていただきます。議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。
- 事務局（作井） 片岡会長、ありがとうございました。それでは、事務連絡について担当からさせていただきます。
- 事務局（中村） 次回、最後の第5回人権協議会のスケジュールですけれども、来年1月17日（火）です。この日は、午前中の開催とさせていただきますと考えておりまして、10時半からの開催とさせていただきますたく、どうぞよろしく願いいたします。近くなりましたら通知を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 事務局（作井） はい。それでは、本日はお忙しい中ありがとうございました。以上で会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

以上